

和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第 11 条に規定する資格の承継手続について

和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（以下「審査基準」という。）第 11 条に規定する資格の承継に係る認定の手続きについては、以下のとおりとする。

（承継の要件）

- 1 審査基準第 11 条に規定する資格を承継できる場合とは、次に掲げる各号のとおりとする。
 - （1）個人から法人へ組織変更する場合で、以下のすべての要件を満たしている場合
 - ア 許可を受けた個人の建設業を廃業すること。
 - イ 個人の事業主が組織変更後の法人の代表者となること。
 - ウ 個人の事業主が組織変更後の法人の出資総額又は株式総数の過半数を所有すること。
 - エ イ及びウの状態を承継認定後 1 年以上継続すること。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。
 - オ 個人の営業に関する債権債務の組織変更後の法人への引継は、営業の同一性を保つものであること。
 - （2）個人事業主が死亡、又は高齢等により営業を継続できなくなった場合で、以下のすべての要件を満たしている場合
 - ア 入札参加資格を譲り受ける者（以下「資格譲受者」という。）が当該個人事業主と同居している親族又は別居している 2 親等以内の血族であること。
 - イ 資格譲受者が相続して建設業を営むことに対し、当該個人事業主のすべての相続人が同意していること。
 - （3）合併、分割又は営業譲渡により和歌山県の入札参加資格を有する者から入札参加資格に係る業種の承継を受けた場合

（承継の申請）

- 2 資格の承継は、第 1 項各号に掲げる要件を満たす者からの申請により行うこととする。

（承継の申請期日）

- 3 第 1 項による申請の受付は、その事由が発生した日から 3 か月以内とする。

（承継の単位）

- 4 承継の単位は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）に定める

29 業種単位とし、業種の単位ごとに分割した承継には対応しないこととする。

(承継の認定)

- 5 入札参加資格を譲る者（以下「資格譲渡者」という。）から資格譲受者に承継された業種のうち、資格譲渡者が和歌山県の入札参加資格を有していた業種に係る資格を認定するとともに、当該業種に係る総合点数を再算定することとする。

(承継の申請書類)

- 6 承継の認定に係る申請書類は、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 第1項第1号の申請に必要な書類

- ア 和歌山県建設工事入札参加資格承継申請書（別記様式第1号）
- イ 個人から法人への組織変更に係る誓約書（別記様式第2号）
- ウ 建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
- エ 法人設立前の直近1年度分の個人事業での財務諸表
- オ 設立した法人の商業登記簿謄本の写し又は登記事項証明書、定款、議事録及び財務諸表
- カ 資格譲渡者が納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し
- キ 総合評定値通知書（法人設立後のもの）の写し
- ク その他必要と認めるもの

(2) 第1項第2号の申請に必要な書類

- ア 和歌山県建設工事入札参加資格承継申請書（個人承継）（別記様式第3号）
- イ 資格譲受者であることを証明する戸籍謄本（資格譲渡者のもの）
- ウ 建設業法に基づく許可を受けたことを証する書面の写し
- エ 同意書（別記様式第4号）及び同意人の印鑑証明書
- オ 承継前の直近1年度分の資格譲渡者の財務諸表
- カ 資格譲受者の財務諸表
- キ 資格譲受者及び資格譲渡者が納税地の所轄税務署長に提出した個人事業の開廃業等届出書の写し
- ク 総合評定値通知書（資格を譲り受けた日以降のもの）の写し
- ケ その他必要と認めるもの

(3) 第1項第3号の承継申請に必要な書類

- ア 和歌山県建設工事入札参加資格承継申請書（別記様式第1号）
- イ 施工実績に係る誓約書（様式第5号）
（資格譲渡者が消滅する場合は、提出不要とする）
- ウ 合併、分割又は営業譲渡が確認できる書類の写し
- エ 商業登記簿謄本の写し又は登記事項証明書

- オ 資格譲渡者の建設業変更届又は廃業届
- カ 資格譲渡者の承継に係る業種の入札参加辞退届
- キ 総合評定値通知書（合併、分割又は営業譲渡を実施した日以降のもの）の写し
- ク その他必要と認めるもの

（総合点数の再算定）

- 7 総合点数の再算定は、和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査での総合点数算定取扱い基準（以下「算定基準」という。）により、算定基準第5項第1号及び第2号を除いて「審査基準日」を「申請を行った日」に読みかえて再算定することとする。

附 則

この手続は、平成21年 3月26日から適用する。

附 則

この手続は、平成24年12月 3日から適用する。

附 則

この手続は、平成29年12月 6日から適用する。

附 則

この手続は、令和 3年 4月 1日から適用する。

附 則

この手続は、令和 6年12月13日から適用する。

(様式第 1 号)

和歌山県建設工事入札参加資格承継申請書

和歌山県建設工事入札参加資格を認定された から

に、建設業の営業に関する債権債務を承継する

こととしたので、和歌山県建設工事入札参加資格の承継を承認していただきたく、関係書

類を添えて申請します。

令和 年 月 日

申 請 人

(資格譲受者)

所在地

商号または名称

代表者

(資格譲渡者)

所在地

商号または名称

代表者

和歌山県知事 様

(様式第 2 号)

個人から法人への組織変更に係る誓約書

和歌山県建設工事入札参加資格の承継を申請するにあたり、次に掲げる事項について

1 年以上継続することを誓約します。

その状態を継続しなかったときは、和歌山県建設工事入札参加資格を取り消されても

異議ありません。

1 が、 の
（代表社員・代表取締役）であること。

2 が、 の
（出資総額・株式総数）の過半数を所有すること。

令和 年 月 日

申請人

(資格譲受者)

所在地

商号または名称

代表者

(資格譲渡者)

所在地

商号または名称

代表者

和歌山県知事 様

(様式第 3 号)

和歌山県建設工事入札参加資格承継申請書（個人承継）

和歌山県建設工事入札参加資格を認定された

が

死亡した（高齢により営業を継続できなくなった）ことにより、私がその営業を引き継ぐ

こととしたので、和歌山県建設工事入札参加資格の承継を承認していただきたく、関係書

類を添えて申請します。

令和 年 月 日

申 請 人

所在地

商号または名称

代表者

⑩

和歌山県知事 様

(様式第4号)

同 意 書

和歌山県建設工事入札参加資格を認定されたが

死亡した（高齢により営業を継続できなくなった）ことにより、

がその営業を引き継ぐことについて、

の相続人すべてが異存のないことを連名を持って

同意します。

令和 年 月 日

相 続 人

住所

氏 名 (印)

住所

氏 名 印

住所

氏 名 (印)

住所

氏 名 印

和歌山県知事 様

※印鑑は実印を使用すること。

(様式第 5 号)

施工実績に係る誓約書

和歌山県建設工事入札参加資格の承継を申請するにあたり、資格を譲り渡す

の施工実績、又は資格を譲り受ける

の施工実績については、いずれかに帰属することとし、今後和歌山県の入札に参加する際

に施工実績を求められたときは、施工実績が帰属している者以外の者が当該施工実績を自

社の実績としては提出しないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

(資格譲受者)

所在地

商号または名称

代表者

(資格譲渡者)

所在地

商号または名称

代表者

和歌山県知事 様